

国内管理人細則

第1条（目的）

この細則は、管理規約第35条の2の規定に基づき、国内管理人に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（国内管理人の選任）

日本国内に住所又は居所を有しない区分所有者は、国内管理人を選任しなければならない。

2 国内管理人は、成年者であって、日本国内に住所又は居所を有する者でなければならない。

第3条（届出事項）

区分所有者は、次の事項を管理組合へ届け出なければならない。

- （1）区分所有者の氏名又は名称
- （2）区分所有者の住所又は所在地
- （3）国内管理人の氏名
- （4）国内管理人の住所
- （5）国内管理人の電話番号
- （6）国内管理人の電子メールアドレス
- （7）区分所有者との関係
- （8）その他管理組合が必要と認める事項

第4条（変更届）

前条の届出事項に変更が生じた場合は、区分所有者は遅滞なく届け出なければならない。

第5条（国内管理人の権限）

国内管理人は、管理規約第35条の2第3項及び第6項に定める権限を有する。

2 国内管理人は、区分所有者に対し、管理組合からの通知その他必要な事項を遅滞なく伝達するよう努めなければならない。

第6条（国内管理人の辞任）

国内管理人は、区分所有者及び管理組合へ書面により通知することにより辞任することができる。

2 前項の場合、区分所有者は遅滞なく新たな国内管理人を選任しなければならない。

第7条（国内管理人の欠缺）

国内管理人が死亡し、辞任し、又はその他の事由により欠けた場合には、区分所有者は遅滞なく新たな国内管理人を選任しなければならない。

第8条（是正要請）

国内管理人の未選任、未届出その他この細則に違反する事実がある場合には、理事長は区分所有者に対し必要な是正を求めることができる。

第9条（記録）

管理組合は、国内管理人に関する届出事項を記録し、適切に管理するものとする。

第10条（個人情報の保護）

管理組合は、この細則に基づき取得した個人情報を管理組合の業務以外の目的に使用してはならない。

第11条（補則）

この細則の改廃は理事会の決議による。

国内管理人選任届

ウェルブ六甲道5番街1番館管理組合 御中

管理規約第35条の2及び国内管理人細則に基づき、下記のとおり国内管理人を選任したので届け出ます。

提出日 年 月 日

【区分所有者】

氏名（法人名）

住所（海外住所可）

電話番号

電子メールアドレス

対象専有部分

棟番号 号室（区画番号）

【国内管理人】

氏名

住所

〒

電話番号

電子メールアドレス

区分所有者との関係

- 親族
- 法人役員
- 管理会社
- 代理人
- その他（ ）

【受領権限】

私は、管理規約第35条の2第3項に基づき、管理組合からの通知、請求、総会資料その他管理組合運営に必要な文書を受領する権限を有することを承諾します。

国内管理人署名

署名日 年 月 日

【管理組合記入欄】

受付日 年 月 日

受付番号
